資料送付の留意事項

1. ご相談の流れ

- まず相談を希望する担当係に電話で連絡をしてください。
- 電話口で解決しなかった場合等は、メールやファクシミリ、郵送で資料を送付してください。

(注意)電話でのご連絡なしに資料をお送りいただいても対応いたしません。

- 回答は、原則電話でいたします。相談内容によっては、回答までに時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。
- いただいた相談内容についてのみの回答となります。また、相談内容以外の部分についてはご計画に不備があった場合でも回答の対象といたしません。

2. 資料提出方法

- メール本文や資料に、**相談場所の住居表示、相談内容、設計者の解釈及び根拠条文等、ご連絡先**を記載してください。
- 事業主・設計者の方が送付する場合、個人情報保護の観点から、送付する資料等には建築主の氏名・住所(住居表示)は記載しないでください。
- 建築主・個人の方が送付する場合、個人情報保護の観点から、資料等をメールで受領することができません。大変お手数ですが、電話でのご連絡後、郵送かファクシミリで資料を送付してください。

① メールで資料を提出する場合

資料送付先メールアドレス sea02035@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(注意)

- 添付ファイルの容量は 4 メガバイト以下としてください。
- 添付ファイルは PDF ファイルとし、パスワード無しで送付してください。
- メール件名に建築審査課の担当者名を入れてください。

② ファクシミリで資料を提出する場合

ファクシミリ番号 03-6432-7985

(注意)電話でのご連絡なしに資料をお送りいただいても対応いたしません。

(注意)不明瞭な図面等だった場合、改めてメールや郵送で送付しなおしていただく場合があります。

③ 郵送で資料を提出する場合

郵送先 〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-20-1 B 棟 2 階 建築審査課

(注意)電話でのご連絡なしに資料をお送りいただいても対応いたしません。

3. 問い合わせ先・担当係・業務内容

建築審査担当	03-6432-7166	建築基準法(意匠)・関係規定に関する相談等
構造審査担当	03-6432-7169	構造・がけ・よう壁に関する相談等
設備審査担当	03-6432-7170	昇降機・排煙・換気・非常用照明・給排水設備等に関する相談等